

# 税務相談室

## 医事紛争解決に 係る費用

北海道医師会顧問税理士 留目 正

**問い：**診療において過失があったとして、ある患者から、損害賠償を請求され裁判になり、結果として、過失がないことに判断されました。この裁判にかかった弁護士費用等は必要経費になりでしょうか。また、医療過誤事件として刑事事件の場合にかかる弁護士費用等はどうでしょうか。

**お答え：**以前にも同様のご質問がありましたが医療事故も多く報道されておりますので再度お答えいたします。事業の遂行上生じた紛争を解決するために支出する費用は必要経費になります。また事業の遂行上生じた刑事事件の処理のために支出する費用は、その事件の無罪が確定した場合に限り、必要経費になります。事業の遂行上生じた問題解決にかかる費用でも、民事と刑事ではその取り扱いに違いがありますのでご注意ください。

### I 民事事件にかかる費用

医業を営んでいる人が、その医業を営んで行く上で生じた紛争や、その医業のために使用されている資産について生じた紛争を解決するために支出した『弁護士費用やその他の費用』は、次のようなものを除いて、その支出した年の必要経費として取り扱われています。(所基通達37-25)

- (1) (省略)。
- (2) (省略)。
- (3) (省略)。

- (4) 他人の権利を侵害したことによる損害賠償金(慰謝料、見舞金など損害賠償金に類するものを含む)で、法第45条第1項の規定により必要経費にされない同項第7号に掲げる『故意又は重大な過失により必要経費に算入されないもの』の紛争に係るもの。

したがって、ご質問の場合は、裁判によって、過失がなかったと判断されたのですから、弁護士に支払った費用等は全額必要経費に算入することになります。

### II 刑事事件にかかる費用

医業を営む者が、医業に関連する行為について法令違反の嫌疑を受け事件処理のために弁護士に報酬等を支払っている場合、その支出した段階では、その医業経営者に刑事責任があるかどうか明らかではない場合が多いようです。そのため、その支出した費用が必要経費かどうかの判断ができかねているのが実状のようです。このことについて、所得税法基本通達37-26では、次のように取り扱っています。

『業務を営む者が、当該業務の遂行に関連する行為について刑罰法令違反の疑いを受けた場合における弁護士の報酬その他事件の処理のために支出された費用は、当該違反がないものとされ、若しくは、その違反に対する処分を受けないことになり、又は無罪の判決が確定した場合に限り、必要経費に算入する』

したがって、ご質問の医療過誤事件として刑事事件になった場合、無罪の判決が確定した場合にだけが、その事件の処理のために支出した弁護士の報酬等が必要経費に算入されるということになります。

なお、無罪が確定するまでに支払った弁護士の報酬等の費用は、仮払金で処理しておきます。

(注) 必要経費に算入される費用は、その違反がないものとされ、若しくは処分を受けないこととなり、又は無罪の判決が確定した日の属する年分か、その支出すべきことが確定した日の属する年分かのいずれかの“年分”の必要経費に算入することができます。